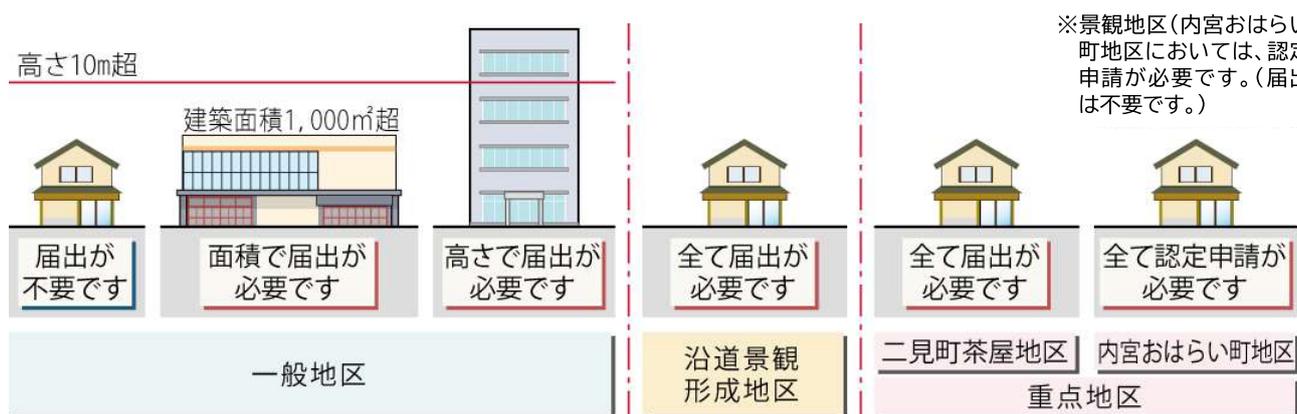


# 建築物・工作物の新築やリフォーム、 塗り替え等を行う場合 景観法に基づく届出が必要です。

『伊勢市景観計画』では、市全域を景観計画区域とし、一般地区、沿道景観形成地区、重点地区のいずれかに指定しており、一般地区では一定規模以上の行為について、沿道景観形成地区及び重点地区については原則すべての行為について、事前に都市計画課への届出が必要です。



まずは都市計画課(電話 0596-21-5591)にお気軽にご相談ください！



【問合せ先】伊勢市都市整備部都市計画課 計画係  
〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7-29  
電話 0596-21-5591 FAX 050-1704-1924  
E-mail toshikei@city.ise.mie.jp



伊勢市景観計画に係る届出制度等

※届出をしない場合や虚偽の届出をした場合、景観法の罰則が適用されることがあります。

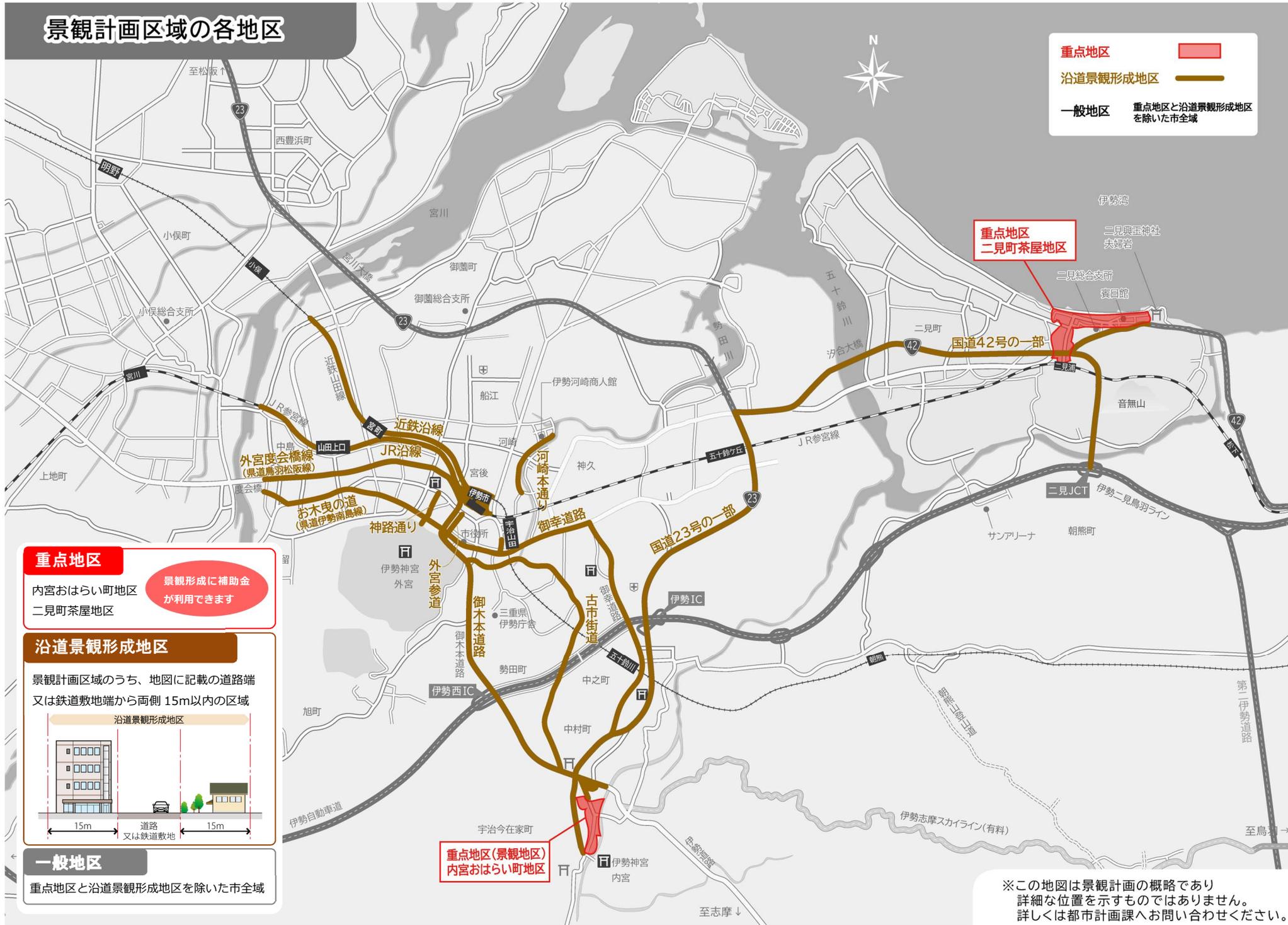
(裏面もあります)

# 景観計画区域の各地区

**重点地区**

**沿道景観形成地区**

**一般地区**  重点地区と沿道景観形成地区を除いた市全域



**重点地区**

内宮おはらい町地区  
二見町茶屋地区

景観形成に補助金が利用できます

**沿道景観形成地区**

景観計画区域のうち、地図に記載の道路端又は鉄道敷地端から両側 15m以内の区域

沿道景観形成地区

15m 道路又は鉄道敷地 15m

**一般地区**

重点地区と沿道景観形成地区を除いた市全域

重点地区(景観地区)  
内宮おはらい町地区

※この地図は景観計画の概略であり  
詳細な位置を示すものではありません。  
詳しくは都市計画課へお問い合わせください。